

## 審 査 基 準

平成8年4月1日作成

法 令 名：集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例
根 拠 条 項：第1条
処 分 の 概 要：集会、集団行進又は集団示威運動の許可
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め： 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例第2条、第3条
審 査 基 準： 集会、集団行進又は集団示威運動の実施が、次のいずれかに該当し、公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合のほかは、許可する。 (1) 実施の時間、場所、方法等からみて、公衆に著しい迷惑を及ぼすような交通上の停滞又は混雑の発生することが明らかであるとき。 (2) 実施の時間、場所、方法等からみて、県議会及び市町村議会の審議、裁判所の裁判権の行使その他官公庁等の事務が著しく阻害されることが明らかであるとき。 (3) 実施の時間、場所、方法等からみて、人の生命、身体に対する気概若しくは財産に対する重大な損害が及び、又は平穏正常な社会生活が著しく乱されることが明らかであるとき。
標 準 処 理 期 間： 当該集会、集団行動又は集団示威運動が公安の維持等に危険を及ぼすか否かを判断するために要する期間は、個々の事例により異なるため、標準処理期間を定めることはできない。
申 請 先：開催地を管轄する警察署の警備課又は警備第一課
問 い 合 わ せ 先：長野県警察本部警備部警備第二課実施第一係 (電話：026-233-0110)
備 考：